

福祉タクシー利用助成事業について

令和3年4月より、福祉タクシー利用券の交付枚数・1回の使用上限枚数を増やし、対象者も拡充しております。

▶制度概要

対象となる方に協力タクシー業者（23社）で使用することができる1枚500円の利用券を交付し、支払時に提出することで乗車料金の負担軽減を行います。

年間最大36,000円分の福祉タクシー利用券を交付し（申請月により、交付枚数が異なります）、1回の乗車で10枚（5,000円）まで使用可能とします。

▶対象となる方

条件は在宅にて日常生活を営む方で、以下のいずれかに当てはまる方。

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ・要介護（要支援）認定を受けた方
- ・65歳以上で過去に運転免許証を自主返納された方
- ・65歳以上で同居している家族全員が交通手段を持たない方



▶申請方法

申請書に以下のいずれかの資料を添付して直接または郵送で保健福祉課へ申請をお願いいたします。

- ・各種手帳及び介護被保険者証の写し
- ・申請による運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の写し

なお、令和3年度に申請された方については、更新の案内を送付します。

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎②1603



子育て支援

たんぽぽ広場・どんぐりの森 開設のお知らせ

「近くに遊び場がない」「お友達がいない」などの育児中のおかあさん、お子さまと一緒に遊びに来ませんか。



	開設日時	申込み	問合せ
どんぐりの森 (学童保育所)	1回目は 4月8日(金) 毎週月・水・金予定	各保育所で随時 受付します。	神崎保育所 ☎②2058
たんぽぽ広場 (各保育所)	1回目は 4月12日(火) 神崎保育所 4月14日(木) 米沢保育所		米沢保育所 ☎②2810

※年間スケジュールは保育所に入所していないお子様がいるご家庭に送付します。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。